

幼児に対する支援・指導にあたっての留意事項

～ハラスメントのない幼稚園、職場づくり～

学校法人渡辺学園

理事長 渡邊 寿男

基本的な心構え

低年齢である幼児は、大人による性的な言動及び攻撃的な言動など、身体的苦痛を与える「不適切な言動」に対し、拒否や抵抗が困難な弱い立場にあることから、教職員は幼児を守ることができるように最善を尽くさなければならない。

教職員による幼児への不適切な言動は、幼児にとって拒否や抵抗が困難なものであるため、教育者としてあってはならないことである。幼児の健全な育成にとって好ましくない影響を与えることはもとより、保護者の教職員への信頼を裏切り、幼児教育への信頼を損なうものである。

教職員は常に教育者としての自覚を持ち、幼児に対する不適切な言動に至ることのないようにしなければならない。

具体的な留意事項

- ・教職員は常に幼児の保護を留意し、監督者（園長・主任等）に報告や相談等の連携を怠らないこと
- ・幼児に対し個別の指導を行う場合は、幼児が不安感や恐怖心を抱かないよう留意する
- ・幼児に対し個別の指導を行う場合は、一方的な見解や決めつけで判断せず、十分な聞き取りを行った上で、幼児本人が理解できるような十分な説明を行うこと
- ・男性教職員は女児のトイレへの同行、着替え、排せつの援助は行わないこと（緊急時や、やむを得ない状況と判断した場合を除く）
- ・幼児と個室又は死角になる場所で個別指導を行わない
- ・幼児に対して不必要な身体接触又は執拗に眺めたりしないこと
- ・園内外において、幼児に対して不審者の接近・接触には十分注意と配慮をはらうこと
- ・私的なことに過度に立ち入った話を聞いたり干渉しないこと
- ・教職員間において、職務上の地位や人間関係、権限などを利用した言動をしないこと
- ・教職員間において、威圧的な言動や嫌がらせ、強要等により、精神的・身体的な苦痛を与えないこと
- ・教職員間において妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせをしないこと
- ・教職員間において、脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言をしないこと

ハラスメントとは

他の者を不快にさせる性的な言動及び攻撃的な言動など

幼児、保護者及び教職員等を不快にさせる言動（幼児も対象である）

セクシャルハラスメントについて

- ・性に関する言動に対する受け止め方には個人差があり、親しさを表すつもりと言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手や周りの人を不快にさせてしまう場合がある
- ・不快に感じるか否かには個人差があり、性別も無関係である
- ・この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしない
- ・相手との良好な人間関係ができていると勝手な思い込みをしない

パワーハラスメントについて

- ・業務上の命令や指導のつもりであったとしても、適正レベルを超え、精神的・身体的苦痛を与えるものは、パワーハラスメントに該当する
- ・「口が悪いのは愛情の裏返し」、「毒舌も個性」などと思いつままない
- ・隔離・仲間外し、無視など、人間関係からの切り離しを行わない、見逃さない
- ・相手との良好な人間関係が形成されているので、「この程度ではパワーハラスメントとは思われない」と勝手に思いつままない
- ・業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことを強制したり、業務の妨害をしない

新型コロナウイルス感染拡大防止対策

- ・感染予防対策として、園内では教職員はマスクの着用をすること
- ・マスク着用時であっても、教職員からの積極的なハグやタッチなどの接触は避ける。但し、幼児が自ら抱きついてきたり援助を必要としているとき、又は幼児の安全を確保するために必要な場面や、幼児と教職員の良好な関係性を形成するためのコミュニケーション、食事や排せつの支援が必要な場合はその限りではない

相談窓口

- ・ハラスメントに関する相談窓口担当者は次の者です。実際に生じている場合だけでなく、生じる可能性がある場合や、放置すれば就業環境が悪化するおそれがある場合、その判断が微妙な場合も含め、相談に対応し対処します。

渡辺学園 理事 渡邊 寿之 連絡先 058-241-1000 (サニサイト国際スクール)
ながら幼稚園園長 渡邊 玲 連絡先 058-232-0271 (ながら幼稚園)